

県南広域振興局長告示第 55 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 8 日

県南広域振興局長 勝 部 修

短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0370601015	北星荘短期入所生活介護事業所	北上市下鬼柳 17 地割 127 番地 5	社会福祉法人立正会	平成 20 年 4 月 1 日